記入例

健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書

常務理事	事務長	課長	係長	係 員

- *この申出書は、資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に届くように提出してください。
- *この申出書に申出者等の居住証明(住民票)を添付してください。
- *申請の際に1ヶ月分の保険料(資格喪失月の翌月に手続きをする場合は2ヶ月分)を現金書留で郵送してください。

*送	付先住所:〒	150-8407 東戸	只都次分区果2	2-10-8 i	电前笛ケ.∪	3-3409-7	918(業費	务一課	:)			
	フリガナ	ケンホ	•	タロウ	1	4.50	昭和) , ,	F 1	0 1 1 0 1	年齢	Manu B
	氏 名	健仍	₹	太良	ß	生年月日	十 平 成 令 和	3 4	华丨	2月10日	65	性別(男)女
申出	住民票 住 所	⊤ 111 - 11	11 東京都〇〇区〇〇1-2-3 404号室 (自宅)						-			
者	居 所	- -	(携帯) 080 - ○○○ - ○○○					- 0000				
	【居所の記	己入について】住日	 票住所と居所が同	同じ場合、居所(主所の記入は	不要です。		資格確認 発行要否		※資格確認書の発行が 付申請書』の添付が		
		名 称	○○○○株式会社									
勤務されていた		本社所在地	東京都〇〇区〇〇9-8-7									
	事業所	記	号	番	号		資格喪失年月			令和 7	年 1 月	1 目
険記	^{贈時の床} 〜 証の 号番号で ∫	> 00		②・③について)	123	3 (退			1)			
す		1. 毎月払い	・ 前納期間は、4~9月 ・ 10~翌年3月までの半期、4~翌年3月までの年一括の期間が基本となり、 <u>取得月の翌月の保険料からとなります。</u> (取得する時期により期間に違いがあります。また保険料が割引) (年4%複利現価法による)になります。									
	付方法を 択ください。	2. 年一括払い	 前糸 	内保険料の納付		続の資格取得	 身月の末日	となりまっ	す。喪失	日及び申出の手続き	時期によってに	はお
	受けできない場合もあります。 3. 半期前納											
≪保隆	美料の納付誓	 納≫										
		対明日までに必 きは被保険者の資								3号(保険料を納	付期日まで	に納付
	0.20.0100	CIA DOMENTO VIE	THE EXPLYSIA		I E POOL		五 (女) 氏 名	a e 70		建保 太郎		
		•引き続	き被扶養者とし	て申出る方法	シご記入くだ							
	被扶養者欄	注)ご記	入のない被扶え 養者の申出を	養者は削除と	:なります。		だく場合	があり	ます。			
被扶養者。	のは	被扶養者の氏名		続柄	生	生年月日性		性別	職 業月平均収入	被保険者との 同居又は別居	資格確認書 発行要否	
継続	継続 新規 (フッパナ) ケンポ 健保		/	ハナコ		昭和	0 左 0 ロ		男	年金受給	同居	*
新規			7		妻	平成 33 年 令和	3 年 8月	20日	女	6万円	別居	□ 発行が必要
継続	だ (フリカ [*] ナ) (氏)					昭和 平成	年 月	日	男		同居	※ □ 発行が必要
新規	新規				令和			女		別居	201711125	
継続	(フリカ [*] ナ) (氏)					昭和 平成 年	年 月	月 日	男		同居	※ □ 発行が必要
新規	見					令和	T /1	н	女		別居	口 光门》。必安
継約	継続 (フリガナ)					昭和 平成 年 月		男		同居	※ □ 発行が必要	
						令和	十 刀	н	女		別居	口 光11が必安
新規	(氏)	記入	は不要です			14.416						
	展 呆組合記入欄							1	必要な場	場合は『資格確認書(₹	再)交付申請書』	
※健 係	(氏) 呆組合記入欄 資格	取得決定事		the state of the s	一般		円			一般	写)交付申請書』	円
※健 係	展 呆組合記入欄	取得決定事 資格取	項 得年月日 月 日	内訳	調整		円	内	必要な場	一般調整	 再)交付申請書』	円 円
※健 ((氏) 呆組合記入欄 資格	取得決定事 資格取	項 得年月日 月 日 準報酬月額		調整 介護		円 円 円	内]訳	一般 調整 介護	耳) 交付申請書』	円 円
※健 ((氏) 呆組合記入欄 資格	取得決定事 資格取	項 得年月日 月 日	内訳月分	調整		円	内		一般調整		<u>н</u> н н
※健 ((氏) 呆組合記入欄 資格	取得決定事 資格取	項 得年月日 月 日 準報酬月額		調整 介護		円 円 円	内]訳	一般 調整 介護	受付日	<u>н</u> н н

健康保険任意継続制度について

任意継続被保険者となれる人

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

退職などにより健康保険の被保険者資格を失った方。

退職日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったこと。

退職日の翌日より20日以内に任意継続被保険者となることの申請をすること。

(20日を過ぎると受け付けられません)

任意継続被保険者でいられる期間

任意継続被保険者となった日から原則2年間です。

※75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、2年以内でも資格を喪失します。

標準報酬月額

保険料計算の基礎となる標準報酬は、資格喪失時の標準報酬月額となります。

負担する保険料

被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせた全額を自己負担します。任意継続被保険者になると、事業主による保険料負担はありません。毎月10日(10日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までにご自身で保険料を納付します。

任意継続保険料の前納制度

任意継続の被保険者が、保険料の一括納付(前納)を希望する場合は、保険料の割引が適用されます。

なお、割引率は年4%の複利現価法が適用されます。前納の納付期限は、前納を開始する月の前月末となります。納付期限を過ぎると前納の取扱いはできません。

任意継続被保険者の資格を失うとき

次の事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います。

- ① 被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を指定された納付期日(毎月10日)までに納めないとき
- ④ 再就職して他の健康保険等の被保険者となったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑥ 被保険者からの申出による脱退(任意脱退)

申請に必要なもの

- ○健康保険任意継続被保険者資格取得申出書
- ○住 民 票 ― 被扶養者がいる場合は、被扶養者も含めたもの
- ○保 険 料 ― 現金で1ヶ月分、但し資格喪失月の翌月に手続をする場合は2ヶ月分の現金が 必要です。
- ○勤務されていた会社から資格喪失届が提出されていないと手続きができませんのでご注意ください。

※資格確認書(再)交付申請書 ― 資格確認書の発行が必要な場合のみ添付が必要です。

手続き方法等、不明な点は当組合業務第一課までお問い合わせ下さい

セメント商工健康保険組合 〒150-8407 東京都渋谷区東2-10-8 TEL 03-3409-7918